

## I 玉川上水、野火止用水の開削

### 1 玉川上水、野火止用水の概略

一般に玉川上水、野火止用水の開削については次のように説明されます。

#### (1) 玉川上水

- ・承応元（1652）年、幕府、多摩川の水を江戸に引き入れる計画を樹立  
総奉行・老中松平伊豆守信綱、水道奉行・伊奈半十郎忠治  
工事請負人 庄右衛門、清右衛門（兄弟）  
（兄弟は玉川姓を賜り、200石の扶持米と永代水役を命ぜられる）
  - ・承応2（1653）年4月4日着工、11月15日、羽村取水口から四谷大木戸まで完成  
（ただし、閏年により6月が2度＝8か月）  
羽村～段丘～武蔵野台地～四谷大木戸  
全長約43キロメートル、標高差約92メートル（緩勾配）、素掘り、自然流下
  - ・承応3（1654）6月、虎の門まで石樋、木樋による配水管を布設  
江戸市中南西部（江戸城、四谷、麴町、赤坂、芝、京橋）に給水
- ◎失敗堀、安松金右衛門（信綱家臣、野火止用水の開削者）の関与説が付記されている

#### (2) 野火止用水

- ・承応3年（1654）玉川上水の完成に伴い、総奉行・松平信綱が野火止への分水を許された。分水量3割。功績による褒美
- ・承応4年（1655）2月10日着工、3月20日（工期40日）完成  
工事担当・安松金右衛門、費用3,000両  
全長約24キロメートル、素掘り、自然流下

### 2 開削に関する記録

次の三つの記録があります。この三記録を細かく分析すると様々な問題が浮かんで来ます。

#### ①公儀日記(四代将軍徳川家綱の業績を幕府が記録)

- ・承応2年(1653)正月13日  
「麴町・芝口の町人 水道の儀訴えのところ、相済み、七千五百両を賜る。水筋は玉川（多摩川）よりこれを取る」
- ・承応3年(1654)6月20日  
「多波川水道 当御地へ用水来候 御褒美のため 請取候町人へ 金子三百両これを下さる」

◎同様の記事が厳有院殿（げんゆういんでん）御実記=徳川実記にあり、さらに

- ・承応2年(1653)2月11日、関東郡代伊奈半十郎忠治 玉川水道奉行を命ぜらるとあります。

◎これが幕府の公式記録です。そして、伊藤好一氏は、年次不詳二月二十五日付書状をあげ、

『曾根源左衛門吉次(勘定奉行)・石谷将監(しょうげん)貞清(町奉行)・神尾備前守元勝(町奉行)・松平出雲守勝隆(寺社奉行)が多摩地方の代官設楽(しだら)権兵衛能真に差出した書状には、代官伊奈半左衛門忠勝(忠治の子息)・野村彦大夫為重・今井九右衛門忠昌らの手代一人ずつと江戸町年寄一人が現地へ赴くので、設楽が甲州道中高井土(高井戸)宿まで出向き協議するようにと指示している。』(伊藤好一 江戸上水道の歴史 p28) としています。

◎以上から、公式記録では、玉川上水工事は幕府施行事業であったことがわかります。

## ②玉川上水記

**承応元年(1652)まで上水道はなかった 町奉行神尾備前守が計画を出すように玉川家に求めた  
玉川家は羽村から四谷大木戸までの委細絵図面書付を幕府に提出した**

『玉川上水道の儀、六十三年前承応元年まで御城内ならびに御城下御武家様方とも、上水道御座無く候につき、下下にては御堀または溜池などの水を樋(とい)にて仕掛け取り用い申し候由にて、御不自由に御座候につき、上水道に罷(まか)り成るべき水筋これあり候わば、見立て願ひ上げ候よう、町奉行神尾備前守様かねて拙者ども兩人親へ仰せつけられ候あいだ、所々吟味仕り候処、武州羽村と申す所より玉川(多摩川)水を見立て、御当地まで道法十三里程の所、野山ともに日数水盛り吟味つかまり、御用水に罷り成るべく申す段、委細絵図面書付をもって御評定にて申し上げ候。』

**承応元年(1652)12月25日、羽村から四谷大木戸までの計画を幕府が承認した  
工事費として6000両が渡された**

『すなわちその筋御老中様方御列座(中略)右の絵図御覧遊ばされ、御吟味の上御調法なる御忠(注)進申し上げ候由にて、すなわち御見分のため牧野織部様、八木勘十郎様、伊奈半十郎様、右御三人様御越し遊ばされ候につき、拙者共(親)も御供つかまつり候につき、道筋々六日御逗留にて御見分相済み、御帰府遊ばされ、右同年極月廿五日、御評定において惣御寄合これに親ども召出させられ、上水堀御普請早々取りかかり候様仰せつけなされ、すなわち御入金六千両御渡し遊ばされ、』

**承応2年(1653)4月4日工事開始、11月15日四谷大木戸まで掘り上げ**

『翌年巳四月四日より掘始め同年十一月十五日までに四谷大木戸まで掘渡し申し候処、滞りなく四谷大吐まで満水に参り申し候。』

**4000両は高井戸までに使い果たし、3000両不足したので玉川家で負担した**

『然る処、右御渡し遊ばされ候御入用金六千両は、高井戸までに払いつかまつり廻し、金子多少不足御座候間、この段度々申し上げ候処、堀普請出来以後水滞りなく相かかり申し候わば、末々悪敷(あしき)は遊ばされ間鋪(まじく)候間、先ずこの末は手前入用を以て、虎御門前まで掘立て申すようにと仰せつけられ候間、有難く存じ奉り、手前金貳千両余、ならびに町屋敷三ヵ所金千両余に売り代り替え、右金子をもって虎御門前まで残らず掘立て申し候と、水仕掛け申し候処、十分に滞りなく参り申し候につき、御満足遊ばされ、その後親ども召出され、玉川上水御役永代仰せつけられ、すなわち兩人ともにその節二百石分金子にて下し置かれ、名字も玉川に御改め下され、刀御免遊ばされ候につき、有難く存じ奉り候(下略)』

◎上水記は江戸幕府の普請奉行である石野遠江守広道が、天明8年(1788)に稿を起し寛政3年(1791)に完成したとされます。3部作成し、それぞれ十一代将軍家斎、老中筆頭松平定信、御普請方上水方道方役所に納められました。

◎御普請方上水方道方役所に納められものが東京都水道歴史館に保管されています。全巻が完全に残っているのはこれだけで、昭和52(1977)年東京都指定有形文化財(古文書)指定を受けています。東京都水道歴史館で写しを見ることが出来ます。

◎上水記がまとめられたのは、玉川上水の開削後、140年後であり、しかも三代目の玉川庄右衛門・清右衛門が書いた「玉川庄右衛門清右衛門之書付」（正徳5年・1715）を基にしています。三代目玉川兄弟は、元文4年（1739）に、贈収賄の疑いで町奉行の取り調べを受けて、閉門、江戸処払い、上水役罷免の処分を受けています。

それらの事から、研究者によっては老中松平定信の先祖、また、玉川兄弟の先祖の威信回復など何らかの意図があったのではないかと指摘します。

### ③玉川上水起元

上水記が提出されて12年後の享和3年（1803）、普請奉行佐橋長門守が千人同心小島文平（野口村の名主）の書き上げをもとに玉川上水と野火止用水の起元についてまとめました。玉川上水記にはない様々な事柄が記されます。長文なので関係箇所のみ抜き書きします。

#### 日野の渡し・青柳村で取り入れを図ったが失敗した

『一 武州多摩郡国分寺村真姿の流れを、合水に引入へしと目論見、多摩郡日野の渡の側なる青柳村、今の府中領田用水口より引入、府中八幡下より往還の方へ堀曲ケ、染谷村の裏通を堀、合水となせは、出水の砌、堰押流すとも、狭山なる筈ケ池も武蔵野を流して、谷保村にて合水に成、両池とも水流れ、三筋同すれハ、旱水の患ひなきにより、四谷大木戸江むけ水盛渡しけるに、八幡下井筋低く、水入兼し。古堀敷、甲州海道府中宿の入口堰屋塚前にあり。』

#### 福生地内より取り入れようとしたが失敗した 惣奉行松平伊豆守が検分した

夫より六七里川上江登り福生村地内より引入、四谷迄の水盛も済み、関東御郡代伊奈半十郎殿、承応二より猶伊奈半左衛門殿掛りにて家来さし出、御扶持方を給り、人足村より差出し、貨錢被下、堀渡候処大猷院様の思召を継せられ巖有院様にも御覧慮を御勞し遊され、何ほと堀割たるや見分いたし参るへしと。惣奉行松平伊豆守殿江上意ありて、其日帰りにて時々御見分に、御城より直に御老人乗切にて御越なされ、堀割の始末言上ありしとなり。

然るに堀渡も相済て、江戸表江水懸り相違なき旨申上、水仕懸候得者、今に水喰土と唱江、熊川地内にて、水残らず地中に引しに、流れざれハ、

#### 松平伊豆守の家来安松金右衛門が設計をした

詮方無て、伊豆守家来安松金右衛門を以、再応水盛の伺あり被仰付。

#### 安松金右衛門は三つの案を提案した ③案が認められた

元より賢者なれ者諸侯に稀なる古今の功者に名をふれ給ふと也。然るに、元来金右衛門口水ハ見極置ぬれハ、猶勘弁を廻らし、

- ①羽村地内尾作より五の神村に懸り、川崎村へ堀込、福生村にて出合積りに水盛渡し、堤なく堰も洗堰にて不朽之御揚所のよし申上、
- ②羽村地内阿蘇宮より掘込ミ、川崎村へ掛り、福生村へ落合へき積りにも水盛いたし、尾作同様なる御揚所、就中蘇宮の方勝し訳者、尾作者水突当りぬるゆへ、水門保ちかたい、かくこれあるべきなり。その上、御田多く潰れ、阿蘇宮も少しハ御田地潰れ候へ者、猶場所見立へきと御評義にて、
- ③羽村前丸山裾より水を反させて、水神の社を祀れる所に堰入、川縁通り堤築立、井筋とし、福生村より掘入、熊川村地内より拝嶋村うら道、水喰土の前後者捨堀にいたし、堀筋を水仕懸け、狭山なる筈ケ池の流も今の砂川村裏にて御上水に跨かれば、助水に同じ、江戸へ十分に水懸り。

#### 松平伊豆の守に褒美として野火止用水への分水が与えられた

御上水堀渡し事は信網朝臣御善政多き中の三大政のひとつ也。是より御上水懸高三歩御褒美として

下され候よしにて、・・・。

一 野火留用水、伊豆殿江御褒美に被下けるとて、里語に者伊豆守殿と唱へ、野火留用水共唱わけは、菩提所武州崎玉郡岩槻領平林寺村之平林寺出水の、患ある所なれば、領分続き武蔵野へ建立し、居宅引移さんと、分水口拝領あり。・・・』

◎玉川上水起元は、享和 3 年(1803)、「玉川上水起元並野火留分水口之訳書」として、普請奉行佐橋長門守から老中松平伊豆守信明に提出されたものです。八王子千人同心小嶋文平の「書状」をもとに、普請奉行がまとめた報告書です。

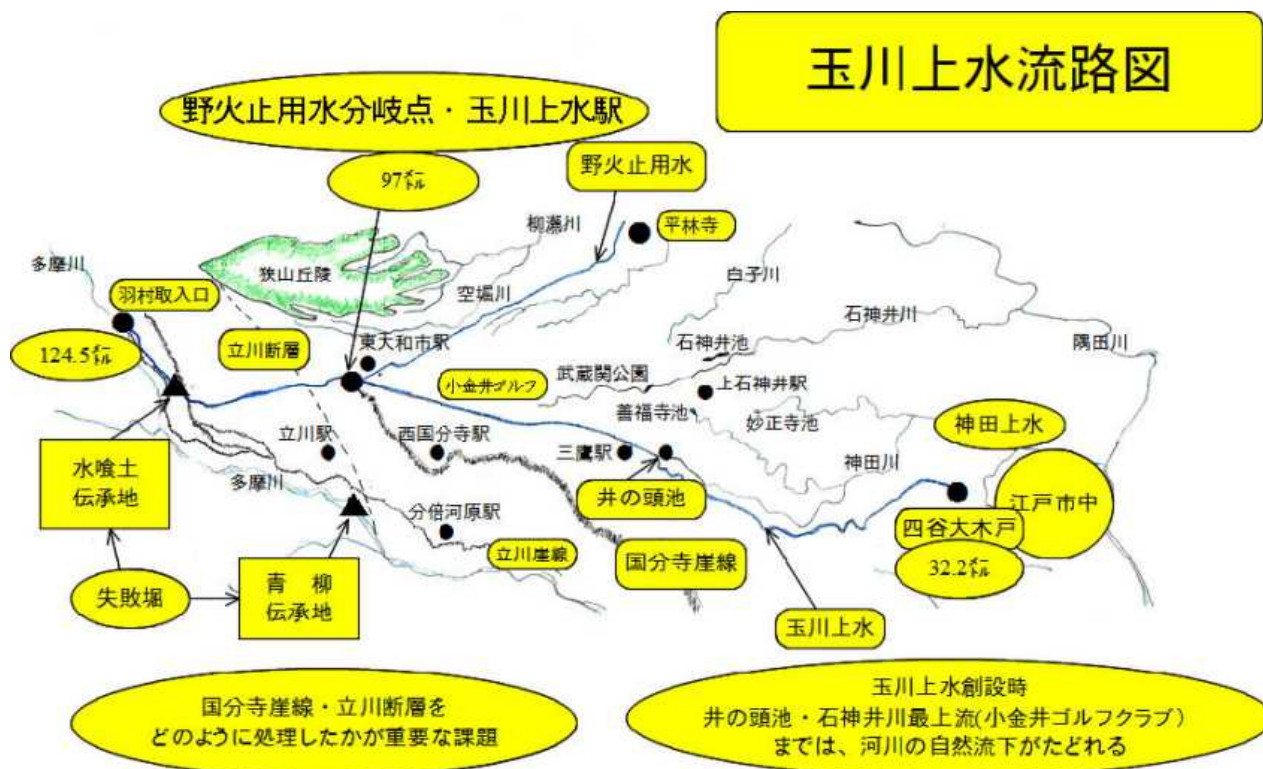
- ・玉川上水開削にあたって青柳村、福生からの取り入れについて、二度の失敗があったこと
- ・松平伊豆守信綱の家臣安松金右衛門が設計をし直し、羽村からの工事を成功させたこと、
- ・伊豆守は、褒美として分水を認められ、野火止用水を開削したこと  
等が述べられています。

◎府中市や福生市に伝えられる玉川上水の失敗に関わる伝承が集録されています。

◎現在、この報告書の中に書かれていることの真贋を巡って大論争が起こっています。

特に、二度の失敗の現地、幕府の公式記録との差などから、提出を必要とした政治的な背景をつくる論者もいます。

◎いずれにしても、この①から③までの資料をどのように解釈するかで、玉川上水の解釈が変わってきます。



分水口のある箇所は、国分寺崖線が目立たなくなり、武蔵野台地と余り高低差がなくなる地域です。また、玉川上水開削前の江戸の水源であった井の頭池の近くへと台地が緩い傾斜で向かう地域です。

### 3 最近の見解

#### ①東京都水道局ホームページ

「・・・、この工事は途中で2度失敗したとの説や、玉川上水よりも先に野火止用水が計画されていたとの説、信綱の家臣安松金右衛門により完成したとの説など多くの説があります。公式な記録が残されていないため正確なことは今のところ分かりません。」

#### ②小平市史

「工事を幕府から請け負ったのは庄右衛門と清右衛門の兄弟であるが、その素性は明らかではなく、多摩地域の百姓とも、江戸の町人ともいわれている。」(近世編 p29)

#### ③新座市史

「玉川上水の工事が命ぜられた同じ年の承応二(一六五三)年の春、川越藩は野火止に新田(実際は畑のみ)を取立て、八月までに五四軒の農家をここに移住させ、一軒につき金二両。米一俵ずつを貸付けて開発の費用とさせた。

ところで、この野火止新田とは、狭義には野火止一か村、広義にはほぼ同時に開発された野火止・北野・菅沢・西堀の四か村をさしている。ただ、承応二年に五四軒の農家が入植した地が、狭義の野火止であったのか、あるいは広義の四か村であったのかは明らかではない。四か村のうち、野火止が川越街道に面して最も地理の便に恵まれており、また後述する検地の内容からも、最も早く成立した村であることは推測できるが、この事から五四軒の入植を野火止一か村のみという結論を導き出すことはできない。

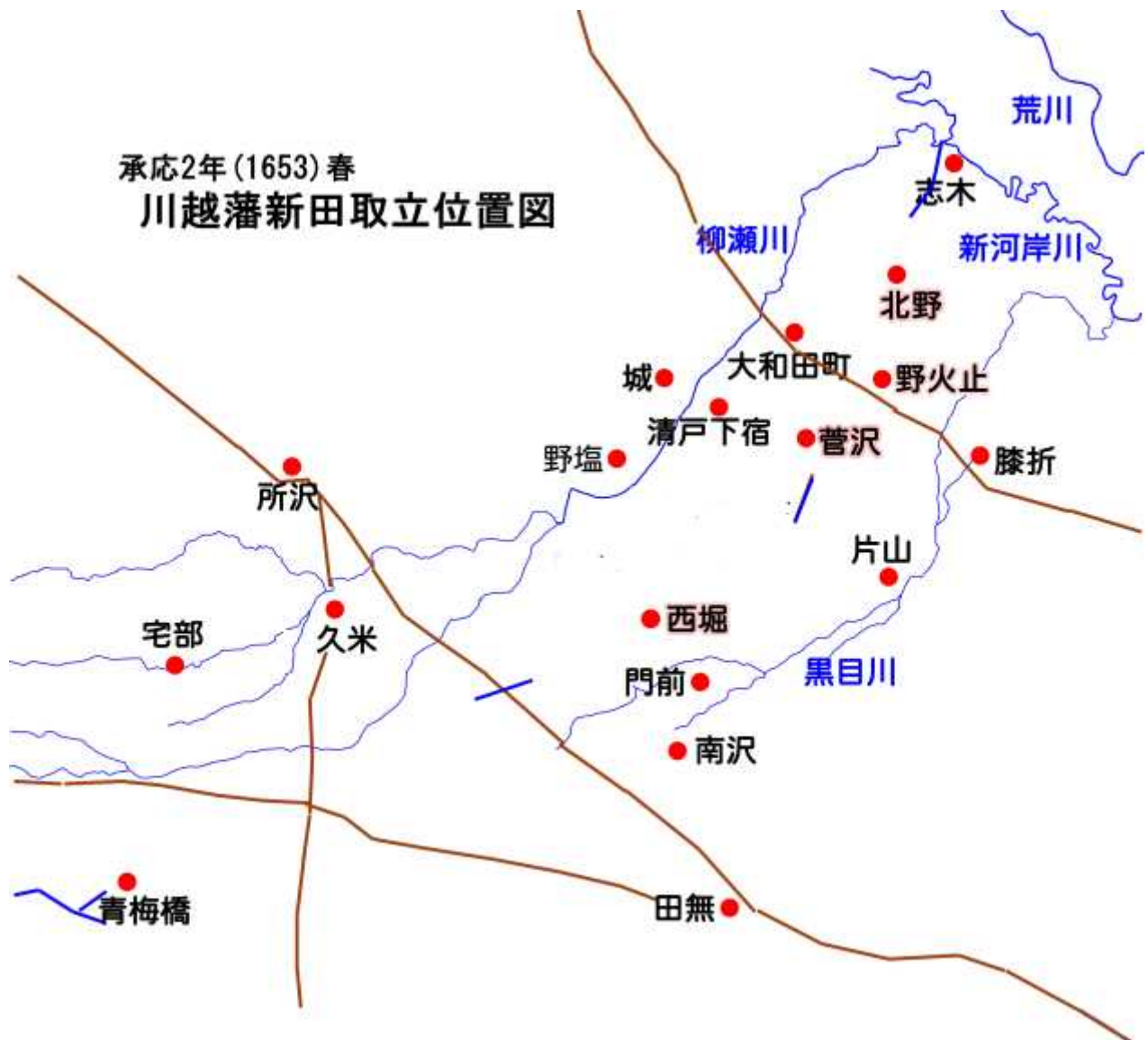
なお、野火止の語は、当初「野火留」と書くことが多かったが、のち元禄一〇(一六九七)年頃から、次第に「野火止」と記されるようになっていく。

こうした野火止新田の取立てが、玉川上水の開削と時を同じくしていることは注目しなければならない。松平信綱は、初めから玉川上水を野火止新田に利用することを目論んでいたに相違ないのである。

なお、野火止を松平信綱が領したのは正保四(一六四七)年という説が、『新編武蔵風土記』等に見え、同年信綱が一万五〇〇〇石を加増されている。だが、加増の所領は常陸府中(茨城県石岡市)・武蔵羽生(羽生市)であり、武蔵新座郡の地はみえない(豊橋市美術館寄託大河内家文書「大河内家譜」、『寛政重修諸家譜』)。信綱が野火止を開発し得たのは、この地が原野の高外地であって個別領主の支配する年貢地ではなく、信綱が幕府の支配権の一部を代行しているところから、こうした土地を開発する権限を代官と同様委任されていたためといえる。」『新座市史 p308 昭和 62 年・1987』

#### 注

余白の関係から川越藩の新田取立位置図を次の頁に譲りますが、川越から江戸へ通ずる道筋に、野火止は位置し、平林寺があります。平林寺には松平家の墓地がありますが、本質的には、川越は江戸との後詰め関係にあり、平林寺はその中間で何らかの役割を担っていたことも考えられます。



この図は野火止用水が開削される前に、川越藩が新田(実際は畑のみ)を取立てた箇所を示します。所々にある線の書き込みが後に野火止用水が開削された位置です。野火止用水開削の背景が浮かんで来ます。

#### 4 分水口の構造

小平市小川家文書に記されている絵図には、「水口水門幅六尺」(1.8メートル)として、周囲が石積みされた中に木製の水門が記されています。普段は三分の二を閉めて置いたと伝えられます。玉川上水七分、野火止三分の水口との定めでした。

他の分水がほぼ一尺(30センチメートル)前後ですから野火止用水の大きさは群を抜いていたことになります。